

## 第2章

### ブラジルの「新しい労働運動」 —労働運動の変遷、状況、直面する問題—

近田 亮平

要約：ブラジルでは1970年代後半に「新しい労働運動」が興隆し、1985年の軍政から民政への移行という国の体制変換に重要な役割を果たした。本稿では「新しい労働運動」を含め、ブラジルの労働運動・労働組合の変遷、現在の状況、直面する問題についてまとめる。その際、軍事政権を含む過去の権威主義的な体制、および、それに類似する可能性のある2019年に発足したボルソナロ新政権にひとつの焦点を当てる。

キーワード：

ブラジル、労働運動・労働組合、「新しい労働運動」、体制変換、軍事政権、権威主義

#### はじめに

ブラジルは1985年に軍政から民政に移行したが、その体制変換の際、労働運動が軍事政権下で禁止されていたストライキを断行するだけでなく、民主化運動の中心的な担い手となったため「新しい労働運動」と呼ばれる。本稿では、第1節で先行研究をもとに「新しい労働運動」を含むブラジルの労働運動の変遷について概観する（近田2015）。第2節では、データをもとにブラジルの労働運動・労働組合の状況と近年の変化を把握する。第3節では、先行研究による指摘および2019年のボルソナロ（Jair Bolsonaro）新政権誕生に焦点を当て、ブラジルの労働運動が直面する課題を列挙し、最後に次年度の最終研究成果の方向性を提示する。

#### 第1節 ブラジルの労働運動の変遷

##### （1）労働運動の萌芽とコーポラティズム体制

ブラジルの労働運動の黎明期は、帝政だったブラジルが1889年に共和国宣言を行い、連邦共和制国家に移行した時期に遡る。19世紀後半からサンパウロ州の農村部を中心に、コーヒー農園において賃金や労働条件をめぐるストライキが発生するようになった。また、

当時の首都だったリオデジャネイロ（以下、リオ）では、19世紀末に資本主義経済をめぐる階級や労使関係の形成が進み、1892年にはリオとコーヒー産業の中心都市サンパウロにおいて、労働者による第一回のブラジル社会主義大会（Congresso Socialista Brasileiro）が開催された。20世紀初頭、1917年のロシア革命の影響もあり大規模なストライキがリオやサンパウロなどの都市部で続発するようになった。特に外国からの移民や資本を多く受け入れたサンパウロでは、外国人を中心とした労働者の組織化や労働運動が活発化した。ただし、政府の厳しい弾圧や企業家からの反発に遭い、当時の労働運動は徐々に衰退していった。

20世紀の半ば、「新国家」体制という権威主義にもとづく近代国家の建設を推し進めたヴァルガス（Getúlio Vargas）政権（1930～45年、51～54年）の誕生により、ブラジルの労働運動は国家のコーポラティズム体制に組み込まれていった。ヴァルガス大統領は、労働者を保護する統一労働法（Consolidação das Leis do Trabalho：CLT）の制定や最低賃金制度の導入を行う一方、原則一業種で複数の労働組合の結成を認めず、労働組合を政府への従属的な機関として垂直的な支配構造に組み込んで行った。また、ストライキやロックアウトを禁止し、ブラジル共産党（Partido Comunista Brasileiro：PCB）などの左翼組織には厳しい弾圧を加え反政府的な勢力を抑え込みながら、政府の支持基盤としての労働者階級を動員するコーポラティズム体制を構築した。

しかし、第2次世界大戦を契機として、コーポラティズム体制に対する不満が表面化するようにになった。戦争による景気の悪化や民主的な思想の普及により、1945年以降、禁止されていた労働者のストライキが全国で続発するようになった。共産主義者を中心とした1953年のゼネストにはサンパウロだけで30万人もが参加し、コーポラティズム体制に属さない労働組合が結成されるなど、ブラジルの労働運動は新たな局面を迎えた。当時、外国資本によるフォーディズム型の自動車産業の発展により、都市部には多くの工場や労働者が集中し、多国籍企業をベースとした労使関係が形成されていった。また、ヴァルガス政権のポピュリスト政治にあまり包摂されていなかった農業労働者も、労働組合を結成し活動を活発化させるようになった（Antunes 2003, 38-58；ファウスト 2008）。

## (2) 「新しい労働運動」

20世紀半ばのブラジルでは「50年の進歩を5年で」というスローガンのもと、前述の自動車産業の育成や新首都ブラジリアの建設などの国家主導による開発主義が推し進められた。しかし、過度の開発主義により政府財政が悪化するなど景気は低迷し、また、当時の政権がキューバ革命政府に接近したこともあり、国の発展を危惧した軍部が1964年にクーデターを起こした。その結果、軍事政権が成立したブラジルでは、ストライキの禁止や組合幹部の逮捕など権威主義的な体制が強化され、労働運動は苦難の時代を迎えることになった。ただし軍事政権下でも、農村部では社会政策が主に労働組合を介して行われた

こともあり、一部の農業労働組合の活動は活発化した。また都市部でも、コーポラティズム体制内の企業ではなく産業の近代化により新たに台頭した企業などにおいて、労働運動は存続していった。

ブラジルは1970年前後、「ブラジルの奇跡」と呼ばれる高度経済成長を実現した。しかし、それが1970年代後半に終焉を迎え経済が低迷すると軍事政権への不満が高まり、非合法だったストライキが各地で大規模かつ頻繁に実施されるようになり、1979年のストライキには全国で300万人以上が参加した。これらのストライキは政府から距離を置く独立色の強い労働組合が主導し、この時期の労働運動は労働条件の改善などだけでなく、反軍事政権への抗議デモや政治の民主化を要求する運動へと拡大していった。この労働者のみにとどまらない運動は「新しい労働運動」(new unionism/novo sindicalismo)と呼ばれ、1980年代前半に国民による全国規模の民主化要求運動(Diretas Já)と共闘するかたちで、1985年の民政移管という国家の体制変換に大きく貢献した。

この「新しい労働運動」は、工場およびプロレタリアートが集中するサンパウロ市近郊を中心に展開され、金属労働組合のリーダーとしてストライキの先頭に立ち、2003年に大統領となったルーラ(Luiz Inácio Lula da Silva)など、多くの左派勢力のリーダーを輩出した。また、「新しい労働運動」や民主化運動のリーダーたちが中心となり、新たな左派政党の「労働者党」(Partido dos Trabalhadores : PT)が1980年に、また労働者党と関係が深く、その後ラテンアメリカ最大で世界5番目<sup>1</sup>にまで規模を拡大した「労働者統一本部」(Central Única dos Trabalhadores : CUT)が1983年にサンパウロ市近郊で結成された。民政移管後に制定された1988年憲法により、ストライキをはじめ労働者の権利や労働組合結成の自由が擁護されたこともあり、より穏健的な「労働者総本部」(Central Geral dos Trabalhadores : CGT)が1986年、「組合力」(Força Sindical : FS)が1991年に結成された。権威主義的な体制を変換した「新しい労働運動」およびそれが推し進めた民主化プロセスにおいて、ブラジルの労働運動は政府からの自立や自らの活力を取り戻していった(Antunes 2003, 58-75 ; Rodrigues 2011, 15-41 ; Antunes and Santana 2014, 11-16 ; Scipes 2014)。

### (3) 「新しい労働運動」のその後

1980年代は債務危機やハイパーインフレに苦しみ「失われた10年」と称されるが、経済が安定化した1990年代のブラジルでは、世界経済のグローバル化に対応すべく新自由主義的な労働法制改革が試みられた。政府の影響力が大きかった賃金交渉の企業内化、フレックスタイム制やレイオフ制度の導入などにより、非賃金コストの軽減を含む労働や雇

---

<sup>1</sup> CUTのサイト「Breve histórico」<https://www.cut.org.br/conteudo/breve-historico> (2019.1.9アクセス)

用の柔軟化が行われた。雇用の不安定化にもつながる新自由主義的な改革の影響もあり、1990年代になるとブラジルの労働運動は停滞していった。ストライキは1990年代半ばをピークとして後半には大幅に減少し、また、労働組合の組織率は20%の水準は維持したものの1990年代を通して漸次低下した（上谷 2007, 112-131；小池 2014, 159-186；Antunes and Santana 2014, 16-18）。

1990年代以降、組合組織の形態にも変化が見られるようになった。CUTは“市民の労働運動”（*sindicalismo-cidadão*）と呼ばれる、労働問題だけでなく人権や社会保障など公共政策の分野にも活動範囲を広げた。このような動きは、賃金や労働条件の改善だけでなく労働者全体の福祉の向上を目指すソーシャル・ユニオニズム（新川・篠田 2009, 1-13）を志向するものと捉えることができる。その一方で、自らの志向や主義および政府の方針への賛否などに基づき、前述のFSやCGTのような異なる職種などの労働組合を統括する「労働本部」（Central）<sup>2</sup>が結成されていった。CGTは他の労働組合との分離統合を重ね2007年に「労働者総連合」（*União Geral dos Trabalhadores*：UGT）となり、同年「ブラジルの労働者本部」（*Central dos Trabalhadores e Trabalhadoras do Brasil*：CTB）がCUTから分離し結成された。特に後述する労働者党の政権奪取を機に、政権与党となった労働者党の方針に異を唱えるかたちで、2004年に「闘争の国家調整」（*Coordenação Nacional de Lutas*：CONSULTAS）<sup>3</sup>、2006年に「インター組合」（*Intersindical*）がそれぞれCUTから分離結成された。

軍事政権下の民主化運動でCUTなどの「新しい労働運動」と共闘した労働者党は、直接選挙となった1989年から毎回ルーラを大統領選に候補者として擁立し続け、4度目となる2002年の大統領選で勝利し、念願の政権の座を獲得した。労働者党はルーラの後継者のルセフ（*Dilma Rousseff*）大統領を含め、13年以上にわたり政権を担当した。ルーラ政権は発足した2003年の年金改革に続き、労働組合改革の実施を試みたが、その際、党名の通り労働者を主な支持基盤とする与党労働者党は、労働組合のリーダーを介して政府が労働運動や組織労働者に関与する傾向を強めた。その最たるものが、交渉対象としての労働本部の重視や後述する組合税（*contribuição sindical*）の配分方法である。このような労働組合のリーダーを媒介として政府の関与を強める労働者党政権の統治態は、前段で言及した労働本部（Central）新設の誘因となり、20世紀の権威主義体制でのコーポラティズムとは異なるがネオコーポラティズム的な再生とも称された（*Ladosky and Rodrigues* 2017, 65）。また労働者党政権は、労働組合の要求だった最低賃金の引き上げを物価上昇率以上に行ない、ルーラ政権下では好調な経済や貧困対策重視により正規雇用が増加したため、政府に批判的な組合組織の設立も増えたが、政労使の関係は概ね協調的であった。し

<sup>2</sup> 労働本部については次節冒頭を参照。

<sup>3</sup> CONSULTASは他の組合組織との統合などから2010年に「組合大衆本部 *Conlutas*」（*Central Sindical e Popular*：CSP *Conlutas*）として再結成。

かし、より国家開発主義的なルセフ政権下では経済が悪化し汚職が表面化したこともあり、政府のインフラ整備事業の現場を含めストライキが増加するなど、労働運動は再び活発化した（Antunes and Santana 2014, 18-20 ; Galvão et al. 2015 ; Ladosky and Rodrigues 2017）。

その後、労働者党はルセフ大統領の弾劾裁判による罷免で 2016 年 8 月に下野することになり、副大統領だったテメル（Michel Temer）の政権が発足した。後述するように、テメル政権下では組合税の納付が義務から任意に変更され、また、2019 年に誕生した元軍人で極右のボルソナロ大統領の政権下では、権威主義的な体制が構築されることも予想されており、ブラジルの労働運動は厳しい状況に置かれることになった。

## 第 2 節 ブラジルの労働運動・労働組合の状況

本節では、ブラジルの労働運動・労働組合に関する国内外のデータをもとに、現在の状況および近年の変化について概観する。その前に、ブラジル政府の統計院<sup>4</sup>（IBGE 2003）の定義に基づき、「組合」「組合連盟」「組合連合」「労働本部」について説明する。

ブラジルの「組合」（Sindicato）とは、同じまたは類似・関連した活動や職業に従事する使用者、被雇用者、自営業など全ての労働者により結成され、経済的または職業的な利益擁護・調整や調査研究などを行う団体である（IBGE 2013, 212）。民政移管後に制定された 1988 年憲法により、組合結社の自由、公権力介入の禁止、同一地域（最小一ムニシピオ<sup>5</sup>）での同業種一組合の原則などが定められた（矢谷 1991, 60-61）。本節では労働者（被雇用者）だけでなく使用者による組織も取り上げるため、基本的に労使双方を含む組織を「組合」、労働者によるものに「労働」を付して「労働組合」と称することにする。

「組合連盟」（Federação）とは、統一労働法（CLT）により規定された正規のブラジル組合組織構造における各組合の上位団体である。5 つ以上の同業または関連部門の組合から成り、州・ブラジリア連邦区を単位とする代表団体である。ただし、労働省に認められた場合、組合連盟はひとつ以上の州・ブラジリア連邦区または全国を単位とすることも可能である。また、「組合連合」（Confederação）は加盟する 3 つ以上の連盟から成り、統一労働法に基づき使用者の経済部門別または職業別に形成される。組合連盟の主な機能は、加盟組合の上位団体として国レベルにおいてより広範な利害に関して交渉を行うことである。

一方、「労働本部」（Central）は各労働組合を統括するとともに代表する市民団体で、ブラジルの正規の組合組織構造である組合連盟と組合連合と異なり、1970 年代後半に活発

<sup>4</sup> ブラジル地理統計院（Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística : IBGE）

<sup>5</sup> 日本の市町村に相当。本稿では「市」と訳している。

化した労働運動の結果として誕生した。組合連盟と組合連合が垂直的な組織であるのに対して、労働本部は異なる業種の組合を水平的に全国レベルで統括し、より広範な労働者を代表することができる（IBGE 2013, 78-79）。

### （1）現在の組合の状況

ブラジル政府の労働省（Ministério do Trabalho : MT）は、同省が管轄・保有する組合組織に関するデータの一部を 2017 年 5 月 9 日にインターネット上で一般公開すべく新たなサイトを開設した<sup>6</sup>。同サイトでは登録済みの「組合組織」、「組合収入」、「組合登録」という主に 3 つの分野に関するデータが公開されている。本項では労働省に登録済みの組合組織のデータをもとに、現在のブラジルにおける組合の状況を把握する。ただし、ブラジルの組合には労働省に登録したものに加え、同省へ登録申請中や地元の公証役場のみに登録した状態の組織もある（IBGE 2003, 15-16）。そのため、下記に提示する数値と実際および次項のブラジル地理統計院（IBGE）のものは若干異なると考えられるが、組合のおおよその量的規模や形態を把握することは可能だといえる。

まず 2018 年 12 月 4 日時点における、組合の数と組織形態および地域分布を見てみよう（表 1）。組合の数はブラジル全国で 16,889 団体が労働省に登録されている。そのうち、被雇用者である労働者の組合の割合が 68.7%（11,601 団体）で、使用者のそれは 31.3%（5,288 団体）である。地域区分では、労働者と使用者を合わせた組合の割合が、経済の中心であるサンパウロ州（2,516 団体）のある南東部で 33.6%と最も高い。労働者による組合組織形態である労働本部に関して、全国 14 団体のうち 10 団体が南東部（サンパウロ州 9、リオ州 1）で、4 団体が中西部（ブラジリア）に存在している。州レベルの組織である組合連盟は全国で 603 あり、南東部の割合が最も高いのは組合と同様だが、ブラジリアのある中西部の割合が次に高い点が異なっている。組合連盟の上位団体の組合連合は全国組織であるため、全国 51 団体のうち 47 が首都ブラジリアに集中している。

これらすべての組合組織の合計は全国 17,557 団体で、サンパウロ州が 2,623 団体と最も多く、鉱業や農業の盛んなミナスジェライス州が 1,910 団体で次に多い。リオ州はブラジルの労働運動の発祥の地だが同州の組合は 969 団体であり、この数は南部 3 州のいずれの数よりも小さい<sup>7</sup>。このことは、1960 年のリオ市からブラジリアへの首都移転、および、近年のリオ州における組織労働者の減少や産業の衰退などの影響を受けた結果だと考えられる。

<sup>6</sup> サイト名は「労働関係に関する情報ポータル」（Portal de Informações sobre Relações do Trabalho）<http://agenciabrasil.ebc.com.br/geral/noticia/2017-05/ministerio-do-trabalho-lanca-ferramenta-com-informacoes-de-entidades-sindicais>（2018.12.18 アクセス）。

<sup>7</sup> パラナ州 1,366 団体、サンタカタリーナ州 1,170 団体、南リオグランデ州 1,612 団体。

表1 ブラジルの組合の数と組織形態および地域分布

	組合	労働本部	組合連盟	組合連合	全体
全国	16,889 (11,601)	14 (14)	603 (424)	51 (36)	17,557 (12,075)
北部	1,236 7.3%	0	47 7.8%	0	1,283 7.3%
北東部	4,218 25.0%	0	110 18.2%	0	4,328 24.7%
中西部	1,714 10.1%	4 28.6%	126 20.9%	47 92.2%	1,891 10.8%
南東部	5,678 33.6%	10 71.4%	216 35.8%	3 5.9%	5,907 33.6%
南部	4,043 23.9%	0	104 17.2%	1 2.0%	4,148 23.6%

(出所) MT (労働省) のサイト「Portal de Informações sobre Relações do Trabalho」のデータをもとに筆者作成。

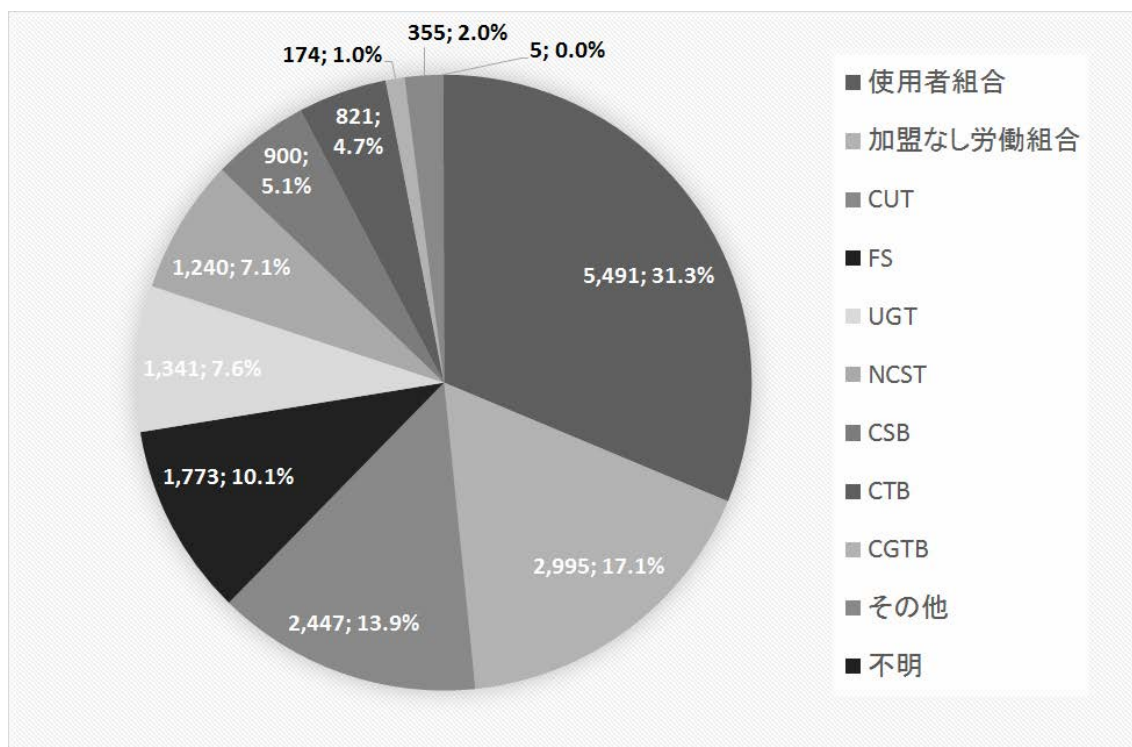
(注) 2018年12月4日時点の数値。括弧 ( ) の数値は被雇用者である労働者の組織の数。

次に同じく2018年12月4日時点において、どのくらいの組合が労働本部に加盟しているかを見てみよう(図)。全組合数17,542<sup>8</sup>のうち「使用者組合」が5,491(31.1%)、「加盟なし労働組合」が2,995(17.1%)で<sup>9</sup>、労働本部に加盟していない組合の合計は8,486(48.4%)と半数近くに上る。労働本部で最大の加盟数を有するのはCUTの2,447(13.9%)、次いで前述のFSの1,773(10.1%)、UGTの1,341(7.6%)、2005年設立の「労働者の新しい組合本部」(Nova Central Sindical de Trabalhadores : NCST)の1,240(7.1%)となっており、これら労働本部に加盟する労働組合がブラジルにおいて主要な組織であることがわかる。

<sup>8</sup> 全組合数が表1の17,557と若干異なるが、出所サイトのデータであるためそのままとする。

<sup>9</sup> 「使用者組合」と「加盟なし労働組合」の数値は、表1で前述した全組合数における使用者組合の割合(31.3%)と労働組合の割合(68.7%)から推計。

図 組合の労働本部への加盟状況



(出所) MT (労働省) のサイト「Portal de Informações sobre Relações do Trabalho」のデータをもとに筆者作成。

(注) 2018年12月4日時点の数値。各項目のセミコロン「;」の右側が組合数で、左側が全体における割合(%)。「使用者組合」と「加盟なし」の数値は推計。CSBは2008年設立の「ブラジル組合本部」(Central dos Sindicatos Brasileiros)、CGTBは2004年設立の「ブラジルの労働者総本部」(Central Geral dos Trabalhadores do Brasil)。

## (2) 近年の組合の変化

前項ではブラジルの組合に関する現状をまとめたが、本項ではまず近年の組合に関する数、地域分布、組織形態の変化について把握する(表2)。なお、用いるデータは前述のIBGEが行った調査で(IBGE 2003)、直近のデータが2001年と最近のものではない。しかし、近年IBGEは同様の調査を行っていないこと、2001年までではあるが同調査の時系列データで1987年からの変化を把握できること、最近の状況については前項のデータが存在することから、ここではIBGEの同調査データをもとに説明する。また、本項の「組合」は本節冒頭で説明したIBGEのものであり、労働省に登録済みの組合を対象を限定した前項とは異なり、同省での登録組合に加えて公証役場のみに登録したものなども含む。

組合数全体の数は、1987年の9,118から2001年の15,961まで1.7倍以上に漸次増えており、労働者および使用者別で見ると、前者の割合が1987年の61.9%から2001年の71.1%へ漸次増加した一方、後者は38.1%から28.9%へ減少した。また、2001年の割合を



2018年12月4日時点の労働省の数値（労働組合 68.7%、使用者組合 31.3%）と比べるとともに、割合に関する漸次的な労働組合の増加と雇用組合の減少を考慮すると、使用者組合の方が労働組合よりも、中央政府の管轄省庁である労働省に登録する組合が多いという状況を推測できる。

地域分布に関しては、サンパウロ州のある南東部が常に30%以上で最大ではあるが、より近年になり若干数値が低下し、北東部も割合が漸次減少している。一方、北部と首都ブラジリアのある中西部の割合は増加した。この要因の一つとして、組織形態の変化における「全国」と「州」組織の増加が考えられよう。前述したように、組合の全国レベルの組織は首都ブラジリアに拠点が置かれることが多く、そのような全国レベルの組合が1987年の36から2001年の103へと漸次増加した。そのため、ブラジリアは地域的に中西部に含まれることから、中西部の割合増加につながったと考えられる。また、州レベルの組織は1987年の13.4%から2001年の20.2%へと割合が大きく増加した。この州レベル組織と北部での割合増加の関連性については別のデータ等が必要になるが、交通などのアクセスが困難な北部地域でものインフラ整備やインターネットの普及により、州単位などでの労働者の組織化がより進んだとも推測できよう。

表2 近年の組合の数、地域分布、組織形態の推移

年	1987		1990		1992		2001	
組合数	9,118		10,075		11,193		15,961	
労働組合	5,648	61.9%	6,675	66.3%	7,612	68.0%	11,354	71.1%
使用者組合	3,470	38.1%	3,400	33.7%	3,581	32.0%	4,607	28.9%
北部	439	4.8%	559	5.5%	674	6.0%	1,208	7.6%
北東部	2,562	28.1%	2,675	26.6%	2,871	25.6%	4,072	25.5%
中西部	693	7.6%	756	7.5%	875	7.8%	1,498	9.4%
南東部	3,131	34.3%	3,473	34.5%	3,797	33.9%	5,213	32.7%
南部	2,293	25.1%	2,612	25.9%	2,976	26.6%	3,970	24.9%
全国	36	0.4%	45	0.4%	50	0.4%	103	0.6%
州	1,223	13.4%	1,454	14.4%	1,732	15.5%	3,227	20.2%
市	5,796	63.6%	5,938	58.9%	6,100	54.5%	8,505	53.3%
州間	69	0.8%	76	0.8%	87	0.8%	117	0.7%
市間	1,994	21.9%	2,562	25.4%	3,224	28.8%	4,009	25.1%

（出所）IBGE（2003, 216）をもとに筆者作成。

次に、ILO（International Labour Organization）の労働組合組織率（全労働者数に占める組合員労働者数の割合）のデータをもとに、ブラジルと世界の主要国との比較を行う

(表 3)。2004 年から 2016 年までの労働組合組織率に関して、ブラジルは 10%台後半で推移しており、労働組合が活発なアルゼンチンやウルグアイよりは低い、ラテンアメリカ地域全体では高い数値となっている。北米との比較でブラジルはカナダより低い、労働組合が相対的に弱い米国より組織率が高い。北欧は多くの国で労働組合組織率が非常に高いが、西欧と比べるとブラジルの数値はフランスの倍以上であり、イタリアや英国ほど高くはないがその他の諸国と類似したレベルにある。ブラジルを日本と比較すると、数値は 10%後半で類似しているが、日本は数値がほぼ漸次的に低下している一方、ブラジルの数値は一旦低下した後に最近また上昇している。本研究会で対象とする他の諸国（中国、フィリピン、インド、南アフリカ）との関係では、インドなどデータの限られている国もあるが、5 か国の中でブラジルの労働組合組織率は中位的であることがわかる。

表3 各国の労働組合組織率の推移

地域	国名	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
ラテンアメリカ	ブラジル	18.5	18.9	19.1	18.2	18.6	18.1		17.5	16.9	16.2	16.9	19.5	18.9
	メキシコ						15.3	14.2	14.4	13.5	13.6	13.5	12.9	12.5
	コロンビア					9.8	9.7	9.4	9.7	9.9	9.8	9.7	9.5	9.5
	ペルー						4.4	4.0	4.0	4.2	5.2	5.2	5.0	5.7
	チリ	15.6	15.1	14.5	14.8	16.1	17.3	15.8	15.7	16.6	16.4	17.0	17.9	19.6
	パラグアイ								7.2	4.9	5.5	6.5	6.7	
	ウルグアイ						16.6	28.8	28.1	29.2	30.1			
	アルゼンチン		37.0			30.7	31.9	30.1	31.8	30.0	30.4	27.7		
	北米	米国	12.0	12.0	11.5	11.6	11.9	11.8	11.9	11.7	10.8	10.8	10.7	10.6
カナダ		29.8	29.8	29.4	29.3	29.1	29.4	29.3	29.0	29.3	29.2	28.4	28.6	28.4
北欧	デンマーク	71.5	70.9	68.4	67.8	66.2	68.4	69.2	70.1	69.8	69.3	69.3	68.6	67.2
	フィンランド	71.2	70.4	70.1	70.2	69.5	68.9	68.3	67.3	67.3	66.3	66.7	66.5	64.6
	スウェーデン	76.4	75.7	74.3	70.8	68.3	68.4	68.2	67.5	67.5	67.7	67.3	67.0	
	ノルウェー	54.8	54.7	53.9	52.8	52.5	53.4	53.6	53.3	53.1	51.8	52.5	52.5	
西欧	フランス	8.1	8.0	8.0	7.9	7.8	7.9	8.0	8.1	8.1	8.1	8.0	7.9	
	ドイツ	22.2	21.5	20.6	19.8	19.0	18.8	18.9	18.4	18.3	18.0	17.7	17.6	17.0
	イタリア	33.6	33.3	33.1	33.5	33.4	34.7	35.5	35.8	36.3	36.8	36.4	35.7	34.4
	オランダ	21.3	21.0	20.3	19.4	19.3	19.2	19.3	19.3	18.8	18.2	18.1	17.7	17.3
	スイス	19.5	19.3	18.9	18.5	17.5	17.3	17.6	17.0	16.6	16.6	16.1	15.7	
	英国	28.8	28.6	28.3	28.0	27.5	27.4	26.6	26.0	26.1	25.6	25.0	24.7	23.5
	スペイン	15.3	14.5	14.3	15.5	17.1	17.5	17.2	16.8	17.0	16.8	15.6	13.9	
	ポルトガル	21.7	21.6	21.2	21.2	20.9	20.6	19.8	18.8	18.9		17.1	16.3	
東欧	ロシア			43.7	41.4	39.2	38.5	37.1	33.9	32.7	31.9	31.2	30.5	
	ウクライナ					56.9	56.8	56.5	55.3	54.7		46.8	43.8	
	ポーランド	19.0	18.1	16.3	15.6	14.9	14.6	14.6	13.6	12.7	12.9	12.4	12.1	12.1
東アジア	日本	19.2	18.7	18.2	18.1	18.0	18.4	18.3	18.0	17.9	17.7	17.5	17.4	17.3
	台湾	41.7	40.8	39.6	39.1	38.5	39.5	39.3						
	中国					30.4	32.7	34.7	37.8	41.2	42.6	43.2	44.9	
	香港	23.0	22.4	22.4	22.2	22.7	23.7	24.6	24.7	24.8	24.8	24.3	25.3	26.1
	韓国	10.3	9.9	10.0	10.6	10.3	10.0	9.7	9.9	10.1	10.2	10.2	10.1	
東南アジア	フィリピン		11.7	11.1	11.0	10.9	10.6	8.7	8.7	8.5	8.5	8.7		
	タイ					3.2	3.0	3.1	3.4	3.5	3.9	3.4	3.5	3.5
	マレーシア	10.5	10.0	10.5	10.3	10.1	9.9	9.1	8.5	9.3	9.4	9.2	8.8	8.8
	インドネシア			9.9	9.2	8.7	9.8			7.0				
	シンガポール	20.1	19.4	18.6	18.1	17.5	17.6	18.0	18.9	19.4	20.4	20.8	21.2	
オセアニア	オーストラリア	22.7	22.4	20.3	18.9	18.9	19.7	18.3	18.4	18.2	17.0	15.1	15.0	14.5
	ニュージーランド	21.7	22.3	21.8	20.8	21.4	21.5	21.4	20.5	20.3	19.4	18.5	17.9	
その他	インド	13.8					12.9		12.8					
	トルコ										6.3	6.9	8.0	8.2
	南アフリカ							30.1	29.3	29.7	28.7	29.0	27.4	28.1

(出所) ILO のサイト「Statistics and databases」のデータをもとに筆者作成。

(注) 単位は「%」、地域の区分および国の選択は筆者によるもの。

### 第3節 ブラジルの労働運動が直面する課題

#### (1) 労働運動のジレンマ

本節では、20世紀に民主化運動の担い手となり「新しい労働運動」と呼ばれたブラジルの労働運動が、21世紀に入った現在、どのような課題に直面しているかについて、主に最近の先行研究をもとに概説する。

ブラジルの軍政から民政への移行で重要な役割を果たした「新しい労働運動」について、歴史的経緯を踏まえた上で最近の動向を研究した Antunes (2014) は、「新しい労働運動」が近年いくつものジレンマを抱えていると論じている。「新しい労働運動」は民政移管後も、過去からの脱却という考えを強調したが、現実はより複雑であり労働運動は過去との強い継続性に基づく活動を展開せざるを得ない状況にある。労働運動・労働組合は“新しさ”への立脚を主張するが、政治的志向を含め内部は多様であるとともに組織化は不十分なため交渉能力は低く、その結果として自らが希求する社会的な不平等の是正は実現できないなど、労働運動・労働組合が抱えてきた伝統的な問題に直面している。そして、新自由主義の席卷や産業構造改革によるリストラ、それらに起因する世界的な労働運動の停滞など民主化以降の変化に対して、ブラジルの「新しい労働運動」は適切に対処できずジレンマに陥っていると Antunes は結論付けている。

本稿の第 2 節と同様、統計データをもとに近年の労働組合の状況を分析した Campos (2016) は、現在の労働組合をめぐるいくつかの問題点を指摘している。まず、労働組合の 80%以上がひとつまたは少数の市（ムニシピオ）を単位とした組織であるため、大半の労働組合が労働者全体の利益を代表するものではなく、当該地域に限定されている点を挙げる。また、労働組合の組織率が低く、特にそれが農村より都市部および北部や北東部で顕著であることや、納付が義務化されている組合税（後述）の配分が一部の労働組合に偏っていることを明らかにし、これらの現状が労働組合をめぐる構造的な問題であると述べている。

近年のブラジルでは、失業や貧困への生存戦略である連帯経済が市場のオルタナティブな制度として注目を集めたが、小池 (2016) は連帯経済で重要な役割を担う社会組織のひとつである労働組合に関して、労働者協同組合（cooperativa de trabalho）を中心に論じている。労働者自身の所有・管理により労働や専門的な活動を行う労働者協同組合は、ブラジルで 1990 年代に叢生し 2012 年に法的に整備された。労働者協同組合の設立や活動には CUT などの労働組合・本部などが関わっており、労働運動の新たな形態と捉えることができる。しかし、小池は連帯経済の事業体や活動形態を分析した結果、労働者協同組合への期待は大きい現状ではそれらの経済的、社会的基盤は脆弱だとの見解を示している。

Nowak (2017) はブラジルのアマゾン地域に建設されたベロモンテ（Belo Monte）水力発電所を事例として取り上げ、1980 年代の「新しい労働運動」との比較を行っている。2011 年に着工されたベロモンテ水力発電所プロジェクトでは、遠隔地での劣悪な労働や居住環境が主な原因となり、建設開始直後からストライキなど労働者による抗議活動が発生し、労働組合と使用者との対立が深まっていった。そのプロセスを分析した Nowak は、ベロモンテ水力発電所をめぐる労働運動が過去の「新しい労働運動」と異なる点として、労働者党や CUT のような重要な役割を担う中央集権化された政治および労働組合組織が

不在だったことや、アマゾン地域でのローカルな労働運動が環境や先住民というグローバルな問題と連動したものの、資金難や外国語などの知識不足から国際的な強固な連携を構築できなかったことを挙げている。また Nowak の事例研究は、「新しい労働運動」がナショナルなレベルだったのに対して、搾取的な開発モデルがグローバル化の中で近年の労働運動がローカル化し、それに起因する問題に直面している状況を明らかにしている。つまり、Nowak は「新しい社会運動ユニオニズム」(new social movement unionism) の可能性をブラジルの事例に見出そうとしたが、現実には新川 (2009, 8-11) が「社会運動ユニオニズム」として提唱する「新しい社会運動」と連帯する労働運動とは異なっていたと考えられる。

また、ブラジルでは 2017 年に労働改革法案が成立し、組合税 (contribuição sindical) に関して納付が義務から任意へ変更された。組合税は 1940 年代に創設され、月給の一日分と同額が年に一度、使用者を介して被雇用者の給与から連邦政府へ納められ、地方や中央レベルの組合に分配される。納入が義務であった組合税は、組合の活動や約 30 万人の直接または間接雇用の職員などの経費にとって重要な財源となっていた<sup>10</sup>。この組合税の納入が義務から選択に変更されたことにより、2017 年第 1 四半期に 1 億 7,000 万リアル<sup>11</sup>だった納入額は、2018 年第 1 四半期に 3,460 万リアルへと約 80%も減少した<sup>12</sup>。主要な財源を失った組合、特に被雇用者の労働組合は財政悪化が懸念されるとともに、新たな財源を模索および確保しなければならない状況となっている。

## (2) ボルソナーロ新政権の誕生

ブラジルの労働運動は今後、2019 年 1 月に誕生したボルソナーロ政権下で、新たな試練を迎えると考えられる。ボルソナーロ政権は経済をはじめとする国家運営において「小さな政府」を目指しており、左派の労働者党政権下 (2003~2016 年 8 月) で最大 30 にまで増加した閣僚ポストを 22 へと削減した。その際、1930 年に創設された労働工業商業省に起源をもつ労働省を廃止し、同省の機能や責務を経済省、法務省、市民権・社会活動省へ分割移譲した。ボルソナーロは大統領当選後に労働省の廃止を決定した際、「労働省はひとつの省ではなく“労働組合”として機能していた」<sup>13</sup>と発言し、労働運動・労働組合に対

<sup>10</sup> Tribuna de Minas, Notícia, 2018.6.26. <https://tribunademinas.com.br/noticias/economia/28-06-2018/sindicatos-perdem-ate-80-da-receita-oriunda-da-contribuicao-sindical.html> (2018.12.27 アクセス)

<sup>11</sup> 2017 年 1 月初め (2 日) の対ドル為替レートは、US\$1=3.27 レアル

<sup>12</sup> CUT, Notícia, 2018.5.8. <https://www.cut.org.br/noticias/com-reforma-trabalhista-sindicatos-perdem-80-da-receita-no-primeiro-trimestre-f6e5> (2018.12.27 アクセス)

<sup>13</sup> 発言のポルトガル語は「Funcionava como um 'Sindicato do Trabalho' e não como um ministério」(Metropoles, 2018.12.4) <https://www.metropoles.com/brasil/politica-br/ministerio-do-trabalho-era-sindicato-e-nao-fara-falta-diz-bolsonaro> (2018.12.26)

する自身の否定的な見解を表明した。

またボルソナーロ大統領は、労働運動・労働組合だけでなく、「土地なし農民運動」(MST)などの左派的な社会運動に対しても批判的な姿勢を鮮明にしていることに加え、女性や社会的マイノリティへの差別的な言動、メディア批判、治安対策などでポピュリストな主張を行うことで知られる右翼の政治家である。さらに、ボルソナーロは軍出身者であり、かつ、1991年の政治家転身および2019年の大統領就任後も陸軍の予備役という肩書を有している。そして、ボルソナーロ政権では22閣僚のうち7人もの予備役軍人で、大統領と副大統領を含めると9人が軍関係者であり、軍事政権期(1964年～1985年)とその数や割合が類似している。権威主義的な独裁体制の軍事政権下において、ブラジルの「新しい労働運動」は生起したが、民政への体制変換が実現するまで労働組合の活動や政治的な自由は著しく制限された。軍部を一大基盤に持つボルソナーロ大統領が正規の選挙制度を通じて政権の座に就いたブラジルで、競争的権威主義体制が今後敷かれる可能性も否定できず、労働運動・労働組合にとってボルソナーロ政権の誕生自体が大きな課題になるといえる(近田 2018)。

## おわりに

本稿では、先行研究をもとにブラジルの労働運動の歴史を概観した後、政府の統計機関(IBGE)と労働省およびILOのデータをもとに労働組合の現状を把握した。そして、現在の労働運動・労働組合が直面する課題として、先行研究の指摘や組合税納付の義務から任意への変更、2019年1月に誕生したボルソナーロ政権に言及した。

スタートしたばかりのボルソナーロ政権にとって喫緊の課題とされるのは、人口が少子高齢化する中で財政を圧迫している年金制度の改革である。労働運動・労働組合に否定的なボルソナーロ政権は、労働省の廃止・解体などにより年金改革への抵抗を抑えようとしているが、労働運動・労働組合による反発も強まっていくであろう。「新興国の新しい労働運動」研究会の最終年度では、2019年に成立が見込まれる年金改革をめぐる政府と労働組合の関係に焦点を当てながら、21世紀に入ったブラジルの労働運動の「新しさ」に関して、最終的な研究成果をまとめたいと考えている。

## 参考文献

### <日本語文献>

- 上谷直克 2007. 「ブラジルの労働・社会保障改革—国家コーポラティズムの呪縛」 宇佐見 耕一編『新興工業国における雇用と社会保障』日本貿易振興機構アジア経済研究所 103-146.
- 小池洋一 2014. 『社会自由主義国家—ブラジルの「第三の道」』新評論.
- 小池洋一 2016. 「ブラジルの労働者協同組合—連帯性と経済性」『立命館経済学』65 (1): 69-92.
- 近田亮平 2015. 「ブラジルの労働運動：歴史的変遷と現状」国際経済労働研究所編『世界の労働運動』<http://www.iewri.or.jp/cms/archives/2015/01/1612.html> <http://www.iewri.or.jp/cms/archives/2015/01/1622.html> (2018.12.27 アクセス)
- 近田亮平 2018. 「ブラジル・ボルソナロ大統領当選—“市民の憲法”から30年後の選択」『世界』岩波書店 27-30.
- 新川敏光・篠田徹編著 2009. 『労働と福祉国家の可能性—労働運動再生の国際比較』ミネルヴァ書房.
- ファウスト、ボリス 2008. 鈴木茂訳『ブラジル史』明石書店.
- 矢谷通朗 1991. 『ブラジル連邦共和国憲法：1988年』アジア経済研究所.

### <英語文献>

- Antunes, Ricardo and Marco A. Santana. 2014. “The Dilemmas of the New Unionism in Brazil: Breaks and Continuities.” *Latin American Perspectives* 41(5) September: 10-21.
- Nowak, Jörg. 2017. “Mass Strikes in India and Brazil as the Terrain for a New Social Movement Unionism.” *Development and Change* 48(5) September: 899-921.
- Scipes, Kim Social 2014. “Movement Unionism or Social Justice Unionism? Distinguishing Theoretical Confusion within the Global Labor Movement.” *Class, Race and Corporate Power* 2(3) Article 9 (<http://digitalcommons.fiu.edu/classracecorporatepower/vol2/iss3/9> 2018.12.08 アクセス).

### <ポルトガル語文献>

- Antunes, Ricardo. 2003 (1980). *O que é sindicalismo*. 18nd ed. São Paulo: Editora Brasiliense.
- Campos, André G. 2016. “Sindicatos no Brasil: o que esperar no futuro próximo?” *Texto para Discussão* 2262. Rio de Janeiro: IPEA.

Galvão, Andréia, Paula Marcelino, Patrícia V. Trópia. 2015. *As bases sociais das novas centrais sindicais brasileiras*. Curitiba: Appris.

IBGE. 2003. *Sindicatos: indicadores sociais 2001*. Rio de Janeiro: IBGE.

Rodrigues, Iram J. 2011 (1997). *Sindicalismo e Política: a trajetória da CUT (1983 a 1993)*. 2nd ed. São Paulo: LTr.

Ladosky, Mario H. G. e Iram J. Rodrigues. 2017. A CUT e o sindicalismo brasileiro nos anos recentes: limites e possibilidades. *Tempo Social* 30(1) abril: 53-76.

<インターネット>

CUT (Central Única dos Trabalhadores) <https://www.cut.org.br/> (2019.1.9 アクセス)

ILO (International Labour Organization) 「Statistics and databases」 <https://www.ilo.org/global/statistics-and-databases> (2018.12.17 アクセス)

MT (Ministério do Trabalho : 労働省) 「Portal de Informações sobre Relações do Trabalho」 [http://relacoesdotrabalho.mte.gov.br/pentaho/api/repos/:public:SRT:srt\\_principal1.xaction/generatedContent](http://relacoesdotrabalho.mte.gov.br/pentaho/api/repos/:public:SRT:srt_principal1.xaction/generatedContent) (2018.12.4 アクセス)